



事業名	施設等管理運営業務 (1 / 2)										承認	確認	作成	課名	環境課																									
	区分 (いずれかに○)	①定常時 (通常の状態)		2 非定常時 (設備・機器の立上・停止・点検・更新)			3 緊急時 (地震・火災・事故)					部長	委任課長※	課長		作成日	平成 27 年 5 月 29 日																							
施設名 (事業名等)	取組レベル (いずれかに○)	環境側面 (原因)	環境影響(結果) 次の記号を該当する欄全てに付けます。 ○…有益な環境影響 ×…有害な環境影響														影響規模 各欄ごと該当区分に○を付けます。						順守評価適用法令 その他の要求事項 (レベル2の施設の場合、 法令等の名称を記入し ます。)																	
			安全な生活環境				自然調和		地球環境				その他				影響の範囲	発生頻度	発生量			市民等要望																		
			大気 の保全 /汚染	水質 の保全 /汚濁	土壌・ 地下水 の保全 /汚染	騒音・ 振動の 防止/ 発生	悪臭の 防止/ 発生	廃棄物 の抑制 /発生	人体へ の危険 ・感染 防止/ 発生	緑地保 全・緑 化・森 林・緑 地の減 少	生物種 の保護 /減少	水辺環 境の保 全/ 悪影響	温暖化 防止/ 温暖化 (エネルギー)	天然資 源の保 全/ 枯渇	オゾン 層の保 護/ 破壊	熱帯林 の保全 /減少			海洋汚 染・資 源の保 全/ 減少	日照障 害・光 害	風害・ 電波障 害	有害化 学物質		良好な 景観	歴史的 ・文化 的遺産	市民へ の影響	重大 又は 広域的 (大)	中程 度 (中)	軽微 又は 局所的 (小)	恒常 (毎日) (大)	月1回 程度 (中)	年数回 程度 (小)	多量 (大)	中程 度 (中)	少量 (小)	多い (大)	中程 度 (中)	少ない (小)		
斎苑管理事業	②・③	斎苑管理 灯油 ・水・電気使用									×	×									○																			消防法、水質汚濁防止 法、浄化槽法
斎苑施設整備事業	②・③	火葬戸補修	○			○	○															○																		墓地、埋葬等に関する 法律
公衆便所事業	2・③	清掃委託管理 水・電気使用		○	○		○															○																		廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(5条6項)
	2・③																																							
	2・③																																							

※ 取組レベルが「2」か「3」のサイトは、本表へ記載します。取組レベルが「1-②」のサイトは、様式 431-3 へ記載します。
 ※ 取組レベルが「2」の場合、順守評価する法令等の名称を記載します。また、その法令を 様式 432-2「法的及びその他の要求事項一覧(施設・設備関連法令)」へ記載の上、順守評価を行います。
 なお、取組レベルが「2」か「3」であっても、各課で環境影響の大きいサイトと判断する場合は、様式 431-3「環境影響評価表(事務事業関連用)」へ記載し、レベル1サイトと同様に環境マニュアル全部適用の取り組みを行ってください。
 ※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
 ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】



事業名	施設等管理運営業務 (2 / 2)											承認	確認	作成	課名	環境課																		
	区分 (いずれかに○)	1 定常時 (通常の状態)	2 非定常時 (設備・機器の立上・停止・点検・更新)	③緊急時 (地震・火災・事故)								部長	委任課長※	課長	作成日		平成 27 年 5 月 29 日																	
施設名 (事業名等)	取組レベル (いずれかに○)	環境側面 (原因)	環境影響(結果) 次の記号を該当する欄全てに付けます。 ○…有益な環境影響 ×…有害な環境影響																		影響規模 各欄ごと該当区分に○を付けます。						順守評価適用法令 その他の要求事項 (レベル2の施設の場合、 法令等の名称を記入し ます。)							
			安全な生活環境						自然調和		地球環境				その他						影響の範囲	発生頻度	発生量		市民等要望									
			大気 の保全 /汚染	水質 の保全 /汚濁	土壌・ 地下水 の保全 /汚染	騒音・ 振動の 防止/ 発生	悪臭の 防止/ 発生	廃棄物 の抑制 /発生	人体へ の危険 ・感染 防止/ 発生	緑地保 全・緑 化/ 森林・ 緑地の 減少	生物種 の保護 /減少	水辺環 境の保 全/ 悪影響	温暖化 防止/ 温暖化 (エネルギー)	天然資 源の保 全/ 枯渇	オゾン 層の保 護/ 破壊	熱帯林 の保全 /減少	海洋汚 染・資 源の保 全/ 減少	日照障 害・光 害	風害・ 電波障 害	有害化 学物質			良好な 景観	歴史・ 文化的 遺産	市民へ の影響	重大又 は広域 的 (大)		中程度 (中)	軽微又 は局所 的 (小)	恒常(毎 日) (大)	月1回 程度 (中)	年数回 程度 (小)	多量 (大)	中程度 (中)
斎苑管理事業	②・3	地震災害	×	×	×	×	×	×												×	○							○				○		消防法、水質汚濁法、 浄化槽法
〃	②・3	火災	×	×	×	×	×	×		×				×						×	○							○				○		消防法、水質汚濁法、 浄化槽法
〃	②・3	火葬場の故障・ 停止等事故	×	×	×	×	×	×		×				×						×	○							○				○		消防法、水質汚濁法、 浄化槽法
公衆便所事業	2・③	公衆便所管理 (漏水)		×	×		×	×	×		×			×						×			○						○			○		廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(5条6項)
	2・3																																	

※ 取組レベルが「2」か「3」のサイトは、本表へ記載します。取組レベルが「1-②」のサイトは、様式 431-3 へ記載します。
 ※ 取組レベルが「2」の場合、順守評価する法令等の名称を記載します。また、その法令を 様式 432-2「法的及びその他の要求事項一覧(施設・設備関連法令)」へ記載の上、順守評価を行います。
 なお、取組レベルが「2」か「3」であっても、各課で環境影響の大きいサイトと判断する場合は、様式 431-3「環境影響評価表(事務事業関連用)」へ記載し、レベル1サイトと同様に環境マニュアル全部適用の取り組みを行ってください。
 ※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
 ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。【Filesrv5-share-IS0-年度-各課】

事業名	環境衛生係担当事業 (1 / 2)			承認	確認	作成	課名	環境課
区分 (いずれかに○)	① 定常時 (通常の状態)	2 非定常時 (設備・機器の立上・停止・点検・更新)	3 緊急時 (地震・火災・事故)	部長	委任課長※	課長	作成日	

事務・事業内容	環境側面 (原因)	環境影響(結果) 次の記号を該当する欄全てに付けます。 ○…有益な環境影響 ×…有害な環境影響														影響規模 各欄ごと該当区分に○を付けます。 (大)に○が2項目以上→判定結果へ					判定結果 重点管理(影響規模に(大)が2項目なくても課長が著しいと判断した場合を含む)は「重」 日常管理は「日」、目指せエコな市役所は「エ」を記載	関連法令 その他の要求事項 (名称を記入します)															
		安全な生活環境				自然調和		地球環境			その他					影響の範囲	発生頻度	発生量 使用量	市民等要望																		
		大気 の保全 /汚染	水質 の保全 /汚濁	土壌・ 地下水 の保全 /汚染	騒音・ 振動の 防止/ 発生	悪臭の 防止/ 発生	廃棄物 の抑制 /発生	人体へ の危険 ・感染 防止/ 発生	緑地保 全・緑 化・森 林・緑 地の減 少	生物種 の保護 /減少	水辺環 境の保 全/悪 影響	温暖化 防止/ 温暖化 (エネル ギー)	天然資 源の保 全/枯 渇	オゾン 層の保 護/破 壊	熱帯林 の保全 /減少					海洋汚 染・資 源の保 全/減 少			日照障 害・光 害	風害・ 電波障 害	有害化 学物質	良好な 景観	歴史的 ・文化 的遺産	市民へ の影響	重大又 は広域 的 (大)	中程度 (中)	軽微又 は局所 的 (小)	恒常(毎 日) (大)	月1回 程度 (中)	年数回 程度 (小)	多量 (大)	中程度 (中)	少量 (小)
火葬業務委託	火葬炉運 転 灯油電 気使用	×			×	×	×				×	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日	墓地、埋葬等に 関する法律	
アメリロ対策事業	農薬の 散布	×		×		×		○	○								×	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		農薬取締法
〃	防除機 材運 転	×			×						×	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
死亡獣畜回収事業	死亡獣 畜回 収 委託			○		○	○	○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		廃棄物の処理及び 清掃に関する法律
全市一斉水辺等 美化活動	河川清 掃 草等の 処理	×	○			○	×	○			○	×	×								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 影響規模の(大)に○が二つ以上なくても、課長が著しいと判断した場合は、「著しい環境側面」となります。影響規模の(大)に○が二つ以上ある場合と同様に、「著しい環境側面(重点管理項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「重」を、「著しい環境側面(日常管理項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「日」を、そして「目指せエコな市役所」は「エ」と記載します。

※ 「重点管理」は目的・目標を設定し四半期ごとに進捗管理を行い、「日常管理」、「目指せエコな市役所」は半期ごとに進捗管理のみ行います。どちらも「年間計画書」に記載します。

※ 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。

※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。 ※この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。【Filesrv5-share-IS0-年度-各課】



承認	確認	作成	作成日		課名	
部長	委任課長※	課長	平成 27 年 5 月 29 日		環境課	
法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	事業系廃棄物及び産業廃棄物の排出	契約関係書類の保管(5年間)、産業廃棄物管理表(マニフェスト)の交付と写し保管(5年間)及び県知事への産廃管理票交付状況報告(毎年6/30まで)	有・ 無		
〃	〃	産業廃棄物の保管	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管(分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)	有・ 無		
〃	〃	〃	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	有・ 無		
〃	〃	特別管理産業廃棄物の適正管理	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	有・ 無		
〃	〃	特別産業廃棄物の保管	特別産業廃棄物保管場所の設置(分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)	有・ 無		
〃	〃	〃	特別産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	有・ 無		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理	業務用冷凍空調機器(エアコン・冷凍・冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施	①簡易点検(四半期1回以上) ②定期点検(専門業者) 定格出力7.5kW以上 ・エアコン(1回/3年) ・冷凍・冷蔵機器(1回/1年) ③漏えい時の修理 ④点検・修理・充填・回収の履歴記録と記録保存	有・ 無	簡易点検対象機器のある施設	
					定期点検対象機器のある施設	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の使用と廃棄	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控への受領・保管(1年)	有・ 無		
消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	施設管理	防火管理者の選任	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	飯田市斎苑	
〃	〃	〃	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	飯田市斎苑	
〃	〃	〃	避難訓練計画の届出及び訓練の実施 1回/年又は2回/年	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	飯田市斎苑	

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
消防法	〃	〃	地下タンクの加圧点検 1回/3年(15年経過後は1回/年)	①・無	飯田市斎苑
南信州広域連合 火災予防条例	危険物の基準に 従った貯蔵及び 取り扱い	危険物の保管 施設	灯油タンク等の管理 (貯蔵、取り扱い、 届出、自主点検の 実施)	①・無	飯田市斎苑
浄化槽法 (第10、11条)	排水の適正 管理	浄化槽によるし 尿及び雑排水の 適正な処理	保守点検及び清掃 (1回/年)、指定 検査機関による 水質検査の実施 (1回/年)	①・無	飯田市斎苑
飯田市環境保全 条例施行規則 (第13条)	揮発油等の適 正処理	油水分離槽の 設置	上郷黒田・飯沼・ 別府の区域内に おける面積100 m ² 以上の駐車 施設への油水分 離槽の設置	有・①	
使用済み自動車 の再資源化等に 関する法律(第8 条、73条)	自動車廃棄時 の適正処理	リサイクル料金 の支払い 引取業者への引 き渡し	リサイクル券の保 管(自動車所有 時) 引取証明書の保 管(自動車廃棄 時)(1年)	①・無	環境課
水質汚濁防止 法	事故の状況及 び講じた処置 の報告	施設管理	法第14条の2-2	①	飯田市斎苑
電気事業法	電気主任技術 者の選任	施設管理	電気保安業務の 委託による定期 点検の実施	①	飯田市斎苑
消防法	危険物取扱責 任者の選任	施設管理	地下タンクの管 理に関わる危険 物取扱者の選任 及び届出	①	飯田市斎苑
大規模地震対 策特別措置法	大規模地震に 対する防災計 画。生命、身 体、財産の保 護	施設管理	消防計画の届 出及び訓練の実 施 1回/年又は2 回/年	①	飯田市斎苑

【記載要領】

- ①本表に記載された全ての法令について、必ず「順守評価該当有無」欄のいずれかに○を表示します。
- ②「順守評価該当有無」欄の「有」に○を表示した場合、その法令を適用する施設名を記載します。(一つの法令について、複数の適用施設名の記載可)
- ③「順守評価該当有無」欄の「有」に○を表示した法令は、必ず「順守評価記録書」を作成の上、管理します。
- ④本表に記載のない法令等を特定する場合は、該当法令等を追加してください。(法的拘束力がある法令等は必ず本表へ記載します)
追加した法令等についても、「順守評価記録書」を作成の上、管理します。
- ⑤確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。
- ⑥この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ⑦この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。

【Filesrv7-share-ISO-年度(各課)-各課】

承認	確認	作成	作成日	課名	
部長	委任課長※	課長	平成 27 年 5 月 29 日	環境課	
法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
例) 飯田市一般廃棄物最終処分場に関する環境保全協定書	公共用水域及び地下に排出される水質の汚染の防止	放流水の水質管理 (最終処分場処理水協定値の順守)	生物化学的酸素要求量 (BOD)規制値: 60mg/L 以下(毎月測定)	有	最終処分場
例) エネルギーの使用の合理化に関する法律	事業活動における温室効果ガス排出抑制の努力	・エネルギー管理統括者、企画推進員の選任 ・中長期報告書、定期報告書の提出	・エネルギー管理統括者、企画推進員を選任し国へ届出 ・毎年 7 月末までに国へ左記報告書の提出	有	ムトスマちづくり推進課 (教育委員会所管施設以外)
農薬取締法	農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止	農薬(スミチオン)の管理	農薬の保管庫の管理 農薬の保管量の把握、利用状況の記録	有	環境課
				有	
				有	
				有	
				有	

【記載要領】

- ①様式 432-1、様式 432-2 で特定した法令以外の事務事業関連法令を特定する場合は、本表に記載します。
その際、その法令を適用する施設名を記載します。(一つの法令について、複数の適用施設名の記載可)
- ②本表に記載した法令等は、必ず順守評価を要するため、「順守評価記録書」により管理します。
- ③確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐又は係長)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「ムトスマちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。
- ④この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ⑤この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。

【Filesrv7-share-ISO-1年度(各課)-各課】

承認	確認	作成	作成日	課名												
部長	委任課長※	課長	平成27年 5月29日	環境課												
区分		責任者	実施項目	年間スケジュール												
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 重点管理項目	[事務事業内容] ごみ収集処理事業	小林	収集運搬委託業務	◎											○	
	[環境側面] 家庭系一般廃棄物の収集運搬		ごみカレンダー等による分別収集啓発	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	[目的] 家庭ごみが適正に分別されて集積所から収集される		ごみ適正収集処理指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	[目標] (何をいつまでどの水準に) 適正に排出されたごみを、適正に処理する															
② 日常管理項目	[事務事業内容] 不法投棄対策事業	小原	不法投棄パトロール実施	◎	◎	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	
	[環境側面] パトロール、不法投棄回収		地域による不法投棄対策事業への支援			○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	
② 日常管理項目	[事務事業内容] 火葬業務委託事業	宮島	火葬業務委託契約	◎											○	
	[環境側面] 火葬委託		適正管理の遵守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
② 日常管理項目	[事務事業内容] 狂犬病予防・しつけ支援事業	北澤	狂犬病予防注射実施	◎	○	○										
	[環境側面] 狂犬病予防接種・飼犬しつけ		飼犬しつけの啓発(登録時等)	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
② 日常管理項目	[事務事業内容] 生活雑排水汚泥処理事業	松澤	委託業務の契約	◎											○	
	[環境側面] 簡易浄化槽適正維持管理支援		中継タンクの管理	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
			浄化槽汚泥汲取等啓発					◎								
② 日常管理項目	[事務事業内容]															
	[環境側面]															
② 日常管理項目	[事務事業内容]															
	[環境側面]															
	目指せエコな市役所	近藤	緑のカーテン遮熱効果でエアコン使用量を削減			◎	○	○	○	○						

区 分	責任者	実施項目	年間スケジュール													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
環境影響評価	課長	事務事業進行管理表の作成に併せて検討する。	○	○						○	○					
法令等調査	課長	適用される法令等及び担当法令等の情報収集と点検をする。	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般職員教育	課長	基礎的知識の習得及び教育訓練	○		○											
一般職員自覚促進	課長	環境方針及び環境マニュアル等により自覚を促す			○											
関連団体・物品購入先・供給者への協力要	該当課長	表442-2に該当する団体等へ協力要請する。			○											
法令が要求する有資格者の特定	課長	「法的及びその他の要求事項一覧」に追加する。	○													
環境文書の点検	課長	マニュアル改正を受けて点検をする。	○	○												
管理手順の作成、点検	課長	新たな管理手順の制定と改正を行う。	○	○												
緊急事態試行	課長	車両火災による油漏れを想定した試行 灯油の使用時期に併せて灯油漏れを想定した試行					◎				◎					
監視・測定	課長	実行計画管理票の入力			○			○			○					○
測定機器の特定・校正	課長	測定機器を特定し、定期又は必要に応じて校正する。	○	○												
順守評価	課長	適用可能な法的要求事項の順守を評価し記録			○			○			○					○
水平展開された処置の実施	課長	水平展開された是正処置及び予防処置を実施する。					○									
自己チェック	課長	自己チェックシートに記入して担当内部監査員に提出する。					○									

【記載要領】

- ※ 「重点管理項目」は、目的目標を設定し、四半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※ 「日常管理項目」は、目的目標を設定しませんが、半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※ 「目指せエコな市役所」は、各課の日常業務等について、環境影響評価を行った結果、「著しい環境側面（重点管理項目又は日常管理項目）」に特定されなかった独自のエコな取り組みを記載します。目的目標を設定しませんが、半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※ 区分中、[事務事業内容][環境側面]は、「環境影響評価表」から転記します。
- ※ 「重点管理項目」及び「日常管理項目」の記載に際して、必要に応じて行の追加を行います。
- ※ 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長（課長補佐）の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。
- ※ この環境記録は、部長承認後、各課で保管します。
- ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。
【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】
- ※ 年間スケジュール欄の実施月に○、重点となる実施月に◎を付けます。